

4

案内標識等統一化の基本方針

(1) 既存の案内標識等の集約方針

案内標識等は、空間系、識別系、方向系、説明系、管理系に分類することができます。

- ◆空間系 地図や平面図、路線図のような、図像性の高いもの
- ◆方向系 矢印と共に用いられ、主要な施設や地点を指し示すもの
- ◆説明系 名所旧跡、施設の解説などを記したもの
- ◆識別系 地名、道路名、施設名などの名称を示すもの
- ◆管理系 安全のための注意や、禁止事項を指示するもの

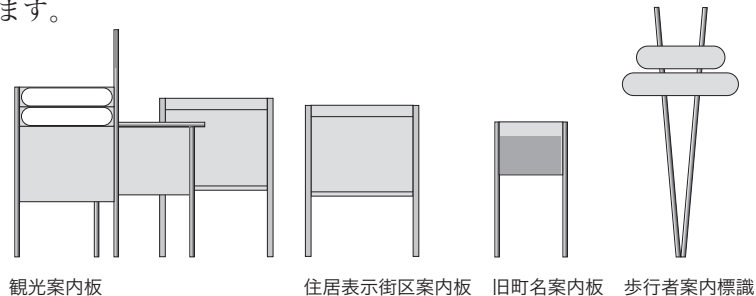
区内の案内標識等を、空間系、方向系、説明系、識別系に分類した時に、同じ分類に属するもの同士は集約できる可能性があります。具体的には、観光案内板の地図と住居表示街区案内板は、同じ「空間系」であるため、ひとつの地図に集約することができます。また、歩行者案内標識と、観光案内板における特定の施設への誘導についても、「方向系」としてまとめることができます。

加えて、設置場所が物理的に近接している案内標識等も、集約できる可能性があります。前述のとおり、現状では、住居表示案内板、旧町名案内板、歩行者案内標識は隣接して設置されていることが多くなっています。

一方で、案内標識等の中には、特定の場所に建っていることでその機能を果たすものや、その標識が案内するものの性質上、できるだけ目立つ方がよいものがあります。これらは、場所の移動や集約にはなじまないと考えられます。

以上のことを踏まえて、原則として、既存の案内標識等のうち、次のものを、新しい案内標識に集約・統合する対象とします。

- ・観光案内板
- ・住居表示街区案内板
- ・旧町名案内板
- ・歩行者案内標識



ただし、集約の対象である案内標識であっても、設置場所の状況により、集約されないことがあります。また、これ以外の案内標識等でも、新しい案内標識の設置場所の状況に応じて、集約の対象とします。

新しい案内標識に集約した場合、既存の案内標識等は、原則として撤去します。

(2) 新しい案内標識に掲載する情報の基準

新しい案内標識は、観光案内板、住居表示街区案内板、旧町名案内板、歩行者案内標識など、集約の対象となる案内標識の機能を兼ね備えたものとなります。そのことを踏まえ、新しい案内標識の掲載する情報の基準を、次のとおりとします。

(ア) 空間系情報

当該案内標識の設置場所を中心とした1.5km四方の地域図、及び、区全図を掲載します。なお、設置場所に応じて、地域図と区全図のいずれかのみを掲載する場合があります。

地図は、住居表示街区案内を兼ねるため、町名と街区番号まで掲載します。また地図の向きは、原則として、案内標識の設置場所にあわせて、利用者の前方が上になるよう配置します。

地図に掲載する施設等の基準は、表2のとおりです。掲載スペースに制限がある場合は、公共性の高い施設を優先して掲載します。なお、基準に該当しない施設等について掲載する必要が生じた際には、公共性を考慮して、個別に検討します。

表2 新しい案内標識の地図に掲載する施設等

区役所	福祉施設（児童、高齢者、障害者）
地域活動センター	社会保険事務所
交流館	ハローワーク
警察署・交番	病院
消防署・出張所	保健所・保健サービスセンター
税務署・都税事務所	広域避難場所
公証役場、裁判所	郵便局
清掃事務所・事業所	ホテル・旅館
大学	駅
高校・中等教育学校	公衆トイレ
小学校・中学校	
特別支援学校	観光施設
教育センター	神社・仏閣・教会
文京アカデミー	美術館・博物館、庭園
図書館	墓・旧宅
区立スポーツ施設	坂
公園・児童遊園	その他のランドマーク

(イ)方向系情報

地域図に掲載されている主要施設までの距離と方向を掲載します。公共性の高い施設、より多くの来訪者が見込まれる施設を優先して掲載します。

(ウ)説明系情報

設置場所の状況に応じて、周囲1.5km四方に含まれる観光施設や、当該場所の旧町名の案内、文京区の概要などを掲載します。その他の説明系の案内標識等を集約する場合には、その情報も掲載します。

(エ)識別系情報

当該案内標識の設置場所の町名と街区番号を表示します。なお、町名と街区番号については、歩行者のみならず、車両利用者の利用も想定した表示とします。

なお、設置場所に応じて、上記以外の情報を掲載することもあります。

(3) 新しい案内標識の配置方針

①案内標識の配置システム

新しい案内標識は、歩行者を効果的・効率的に誘導するという観点から、三段階の階層配置とします。

(ア) 拠点総合案内

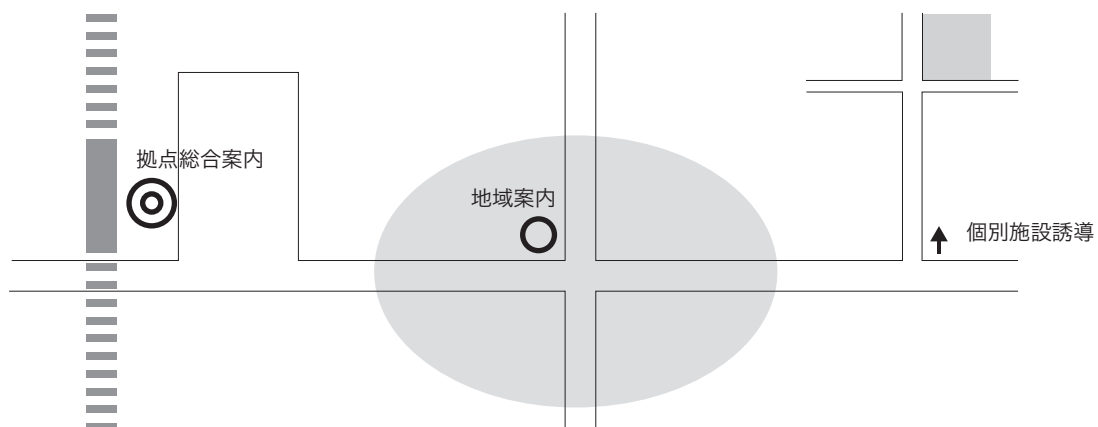
多くの来訪者が、主要な公共施設や観光施設など、各々の目的地に向かう際の起点となる場所に設置します。駅、区役所などの主要公共施設、集客数の多い観光施設などへの設置が考えられます。区全体の情報を網羅的に提供する役割を担うと共に、目的地までの経路、目的地に関する情報などを提供します。

(イ) 地域案内

主要道路からの分岐点や交差点、商業施設の多い地域、公園、観光施設、区の地域活動センターなど、多くの来訪者が見込まれる場所に設置します。主に、周辺地域の情報と、目的地までの経路、方向、大体の距離などの情報を提供します。

(ウ) 個別施設誘導

鉄道駅などの交通の拠点から目的地までの経路において、交差点や、地域案内から徒歩5分程度（距離にして200～500メートル程度）の位置に設置します。目的地までの誘導機能を高め、来訪者の不安を軽減します。



②新しい案内標識のサイズ

新しい案内標識は、前述の三段階の階層配置に対応すると共に、区内の景観や施工条件などにも柔軟に対応できるよう、大型、中型、中小型、小型の4種類のサイズを準備します。

拠点総合案内には大型、地域案内には中型もしくは中小型、個別施設誘導には中小型もしくは小型を用いることを原則とします。

なお、景観への配慮や、設置場所の周囲の広さ、地下埋設物の状況などの施工条件、掲載すべき情報の量に応じて、例えば拠点総合案内に中型を使うなど、設置する案内標識のサイズの変更や、中型以下のものを複数並べて設置することなども検討します。

新しい案内標識の機能、掲載する情報、設置場所、サイズの関係は、図3のようになります。

図3 新しい案内標識のシステム

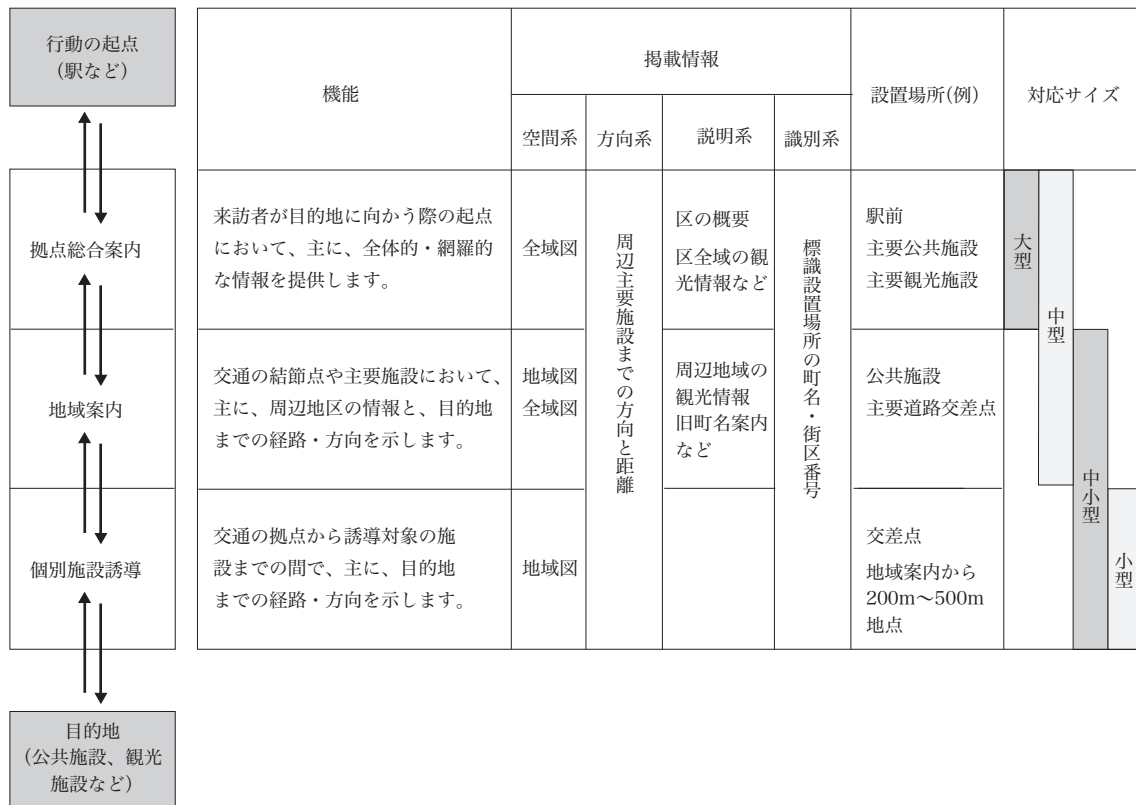
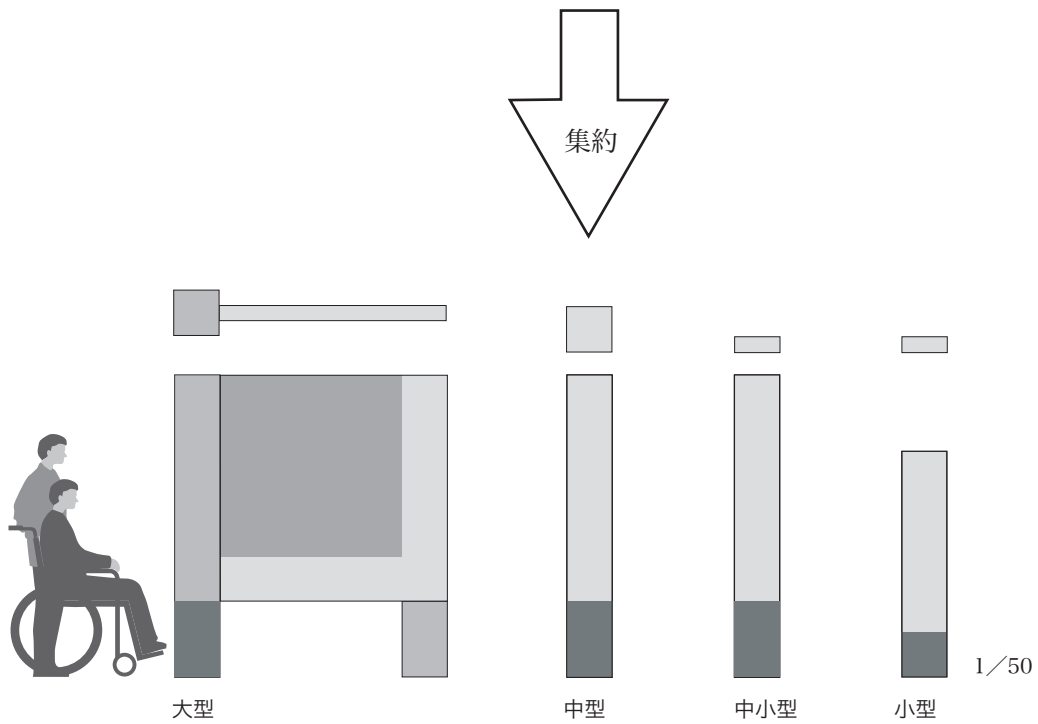
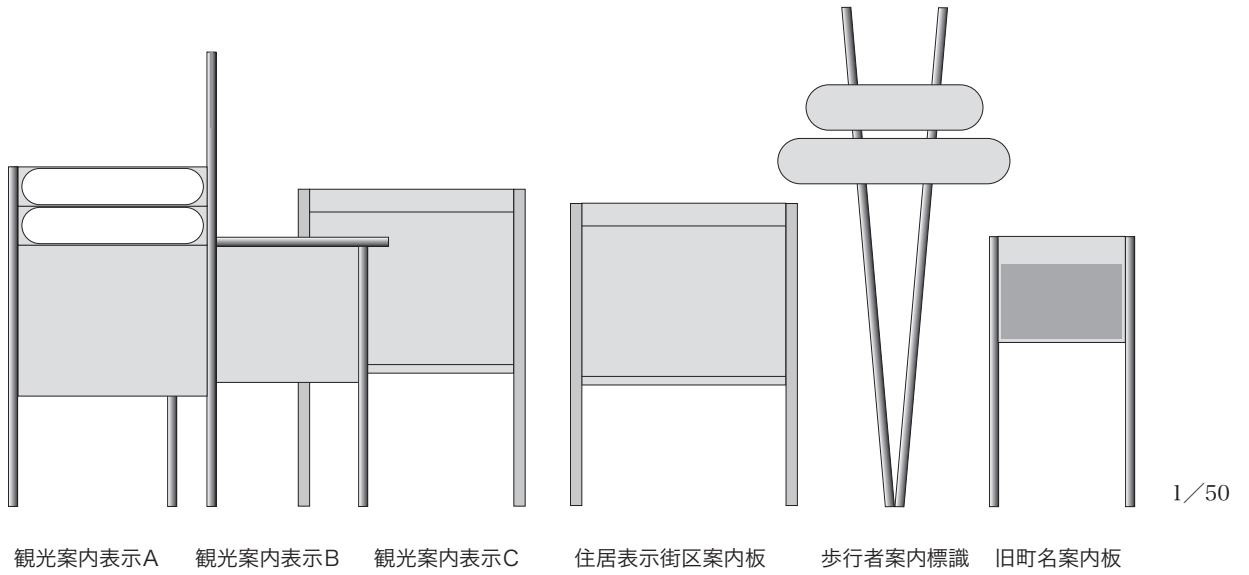


図4 集約のイメージ



(4) 新しい案内標識のデザイン方針

①デザインの基本コンセプト

(ア) だれもが理解できる

公共の案内標識は、だれもが享受できる、最も基本的な情報取得の手段です。このことから、新しい案内標識は、利用者の視点に立ち、直感的に理解されやすいグラフィックデザインにします。

また、車椅子の人の目線の高さも考えた文字の高さ、高齢者や視覚障害者（弱視、色覚）に配慮した配色のコントラストの確保、ピクトグラム多用など、ユニバーサルデザインに配慮します。

(イ) まちの景観に配慮する

区の景観を乱さないよう、できるだけ視界を妨げないデザインや構造にします。また、案内標識としての機能は維持しつつ、周囲の景観になじむような材質やグラフィックの地色を用います。

(ウ) 文京区のイメージを大切にす

案内標識の構造、材質、グラフィック等により、歴史・文化・緑といった文京区らしさを表現します。

(エ) 使い続けられる

汚れや破損を最小限にし、長く、きれいに使い続けられる案内標識とします。構造を堅牢なものとし、また、水勾配をつける、異素材の接合部の面を合わせる、汚れにくい素材を表面に用いるなどの工夫を施します。

②デザイン仕様

(ア) 標記（言語、ピクトグラム、QRコード）

原則として、空間系、方向系、説明系の全ての情報について、日本語と英語の二か国語表記とし、国際的にも通用するようにします。

英語表記については、区の他の発行物のほか、国土交通省の英語表記の指針に則ります。また、慣用的に省略することが可能なもの（building → bldg. Street → St. など）については、掲載スペースに応じて、適宜省略します。固有名詞などのローマ字表記はヘボン式によります。

他の言語については、案内標識の表示面のスペースが限られていることから、見やすさを優先し、表示しません。

ただし、空間系情報において、駅、学校、警察署・交番、病院、トイレ、広域避難場所などの主要な施設は、ピクトグラムも表示することにより、日本語・英語以外の言語利用者を含め、だれにでも理解しやすいようにします。

また、限られた表示面での情報提供を補完するために、QRコードを活用します。

(イ) 文字フォント、大きさ

可読性を第一に考え、文字フォント、太さ、行間及びレイアウトを決定します。また、色彩については、地色とのコントラストを十分確保します。

日本語は、空間系（地図上）の文字については、情報の重要度に応じて、3種類以上の大きさを準備し、現在地、駅、町名、主要公共施設、観光拠点などの重要な施設等は大きな文字で表示します。

英語については、可読性を担保しつつ、空間系、方向系、説明系、識別系のいずれにおいても、日本語より小さな表示にします。

(ウ) 色彩

良好な景観の保持と、案内標識としての見つけやすさ、情報の可読性・視認性の確保といった多角的な面を考慮して決定します。

案内標識本体の色は、モノトーン（ホワイト系）を基本とします。

説明系や方向系の文字は和文と英文とで色を変え、分かりやすく表示します。

地図については、情報の区別を容易にすることを優先して色を用います。また、文字の色については、前述のとおり、地色とのコントラストをつけることで、可読性を確保します。

(5) 集約されない案内標識等のデザイン

集約対象外の案内標識等、また、集約対象の案内標識等であっても実際は集約されなかったものについては、当面、現状のまま使用します。ただし、板面や本体を更新する際には、各案内標識等の目的に適う範囲内で、新しい案内標識とのデザインの統一を図るよう努めます。例えば、新しい案内標識に似たデザインにする、新しい案内標識と同じ地図や、同じ字体、同じ色を利用するといった方法が考えられます。

また、今後、新たに設置される区の案内標識等についても、同様とします。